

【報告】

本学における高等学校福祉科教員の養成

広島文教女子大学人間科学部

人間福祉学科 教授 菅井直也

1 はじめに

本学人間福祉学科においては、2001（平成13）年度以降、高等学校教諭一種免許状（福祉）授与の所要資格を得させるための課程認定を受けて、2000（平成12）年度入学生以降、その養成が行われてきたところであるが、2014（平成26）年度入学生を最後に課程認定を返上することとなった。本稿は14年（2010（平成22）年度からは各学年とも履修学生不在なので実質9年）間に亘るその経過を記録するものである。

2 本学における養成体制

教科「福祉」福祉は、平成11年の高等学校学習指導要領の改訂（平成15年度から実施）により新設された教科であり、発足の時点では7科目で構成されていた。新科目のため、大学における養成は平成13年度から開始することとされ、これを担うべく、この時点で認定された教員養成課程は、一種免許状を養成する学部が91大学、専修免許状を養成する大学院は7大学院であった。本学の人間福祉学科はここに含まれる、いわば第一期校である。

この時点で本学は、人間言語学科（国語コース）において中学校教諭一種免許状国語と高等学校教諭一種免許状国語、人間言語学科（英語コース）において中学校教諭一種免許状英語と高等学校教諭一種免許状英語、人間言語学科（書道専修）において高等学校教諭一種免許状書道、初等教育学科において小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状の課程が認定されていたが、これに加えて人間福祉学科において高等学校教諭一種免許状福祉が認定されたものである。

新教科の登場により教員養成を急ぐため、課程開設の2001（平成13）年度入学生のみならず、2000（平成12年）度入学生についても平成13年度以降に取得した単位により免許状の取得が可能とされたため、後述のように平成12年度入学生18名も教職課程の履修を開始した。

なお、教科に関する専門科目を構成する人間福祉学科の専門科目群は、2004（平成16）年度入学、2007（平成19）年度入学、2009（平成21）年度入学、2011（平成23）年度入学、2014（平成26）年度入学の各学年以降について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の養成関連法規の改定等によりカリキュラムの改変が加えられており、その都度、課程認定に関わる改変の届け出がなされてきた。

別に、教職課程でも、2010（平成22）年入学生から、従前の「総合演習」に代えて「教職実践演習」が開講されることになり、この際に、簡略化されたながらも再課程認定の手続きが要求されている。

つづく2011（平成23年度）から、介護福祉士養成内容の追加を背景として、「教科に関する科目」に「人体構造及び日常生活行動に関する理解」および「加齢及び障害に関する理解」を追加して再課程認定を受けることが求められた。

実は既に履修学生が皆無であったことから、この時をとらえて課程認定を返上して人間福祉学科のカリキュラムを効率化すべく準備がはじまっていたが、最終的に返上には至らず、再課程認定の手続をとっている。学生にとっては、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格、介護福祉士に加えて、保育士や保育音楽療育士など複数の資格の取得を希望し、加えて教職関連科目を履修する負担は避けたいところであったろう。

さらに、厚生労働省令である社会福祉士介護福祉士学校指定規則が規定する介護福祉士の養成担当者の資格の高度化が図られて、5年以上の実務経験者を充てることになり、高校教員の採用にあたっては、教員免許状の取得に加えてこの条件を満たすことが必須となることが予想された。すなわち、新卒で採用された福祉科教員は、介護福祉士の養成を行うタイプの高校での勤務が不可能ではないにしても実質的に不十分になるということを意味し、教員を採用する教育委員会あるいは学校法人の人事方針が著しく制約されることになる。このことも、教職課程履修を避けさせた遠因のひとつであろう。

3 学生の履修状況

本学の教職課程の履修カリキュラムでは、教職科目の履修は1年次の教師論から始まるが、これを経て2年次の「福祉科教育法Ⅰ」履修登録者数は、2000（平成12）年度入学生で18名に始まり、この推移は次表の通りである。

2000（平成12）年入学生	18名
2001（平成13）年入学生	12名
2002（平成14）年入学生	13名
2003（平成15）年入学生	9名
2004（平成16）年入学生	10名
2005（平成17）年入学生	3名
2006（平成18）年入学生	11名
2007（平成19）年度入学生以降履修者なし	

一般的に教職課程の履修者数は、学科等の入学者数の10～20%であることからすれば、この時点での本学人間福祉学科の学生の教職履修率は、必ずしも少なくはない。

「福祉科教育法Ⅰ」につづき、3年次に「福祉科教育法Ⅱ」を履修して、4年次の「教育実習」に備えるカリキュラムであるが、教職科目のみならず人間福祉学科の専門科目群を、教職課程の「教科に関する専門科目」として履修するのが学生の時間割となる。この間に就職への希望動向や学習の負担感などから、教職資格の取得を断念する者が生じる。

3年次の「福祉科教育法Ⅱ」の履修登録者は次表の通りとなった。

2000（平成12）年入学生	9名
2001（平成13）年入学生	7名
2002（平成14）年入学生	9名
2003（平成15）年入学生	4名
2004（平成16）年入学生	4名
2005（平成17）年入学生	0名
2006（平成18）年入学生	2名
2007（平成19）年度入学生以降履修者なし	

続いて4年次において「教育実習」を迎えるが、この履修者は、次表の通りとなった。

2003 (平成15) 年実習	平成12 (2000) 年入学生	9名
2004 (平成16) 年実習	平成13 (2001) 年入学生	7名
2005 (平成17) 年実習	平成14 (2002) 年入学生	7名
2006 (平成18) 年実習	平成15 (2003) 年入学生	4名
2007 (平成19) 年実習	平成16 (2004) 年入学生	1名
2008 (平成20) 年実習	平成17 (2005) 年入学生	(該当なし)
2009 (平成21) 年実習	平成18 (2006) 年入学生	2名
2010 (平成22) 年実習以降	履修者なし	

4 教育実習先の確保の問題

教職課程では「教育実習」が不可欠であるが、教科「福祉」をめぐるのは、この実習先の確保が難題となる。この教科を開設している学校に限られていて、履修学生の出身校に開設されている場合は稀なのである。この点が、全ての高校で開設されさせている国語・英語といった教科と異なり、また多くの場合、高校生としてこの教科を履修した体験のない学生が、教育実習を含む履修の後、「福祉」科教員として生徒の指導にあたるという、特殊な事態を生んでいる。履修したことのない教科の教員になる事態は、「農業」、「工業」、「商業」などの教科でも生じているが、これらの教科は歴史も古く、これら教科を開設する学校は専門高校はじめ必ずしも少なくない。「福祉」の場合は絶望的なまでに僅少といわなければならない。

加えて、教科「福祉」を開設している高校でも、その専任の担当者がいるとは限らない。というのは、非常勤講師や特別非常勤講師に頼っていて、教育実習生の指導が不可能な実態にある学校も散見されるからである。

そこで、文部科学省の「福祉」担当の教科調査官から以下のような指導を受け、学生の出身校を含む実習先候補の学校を開拓し続けた。「教育実習は校種ごとに行う必要があるとされているだけなので、『福祉』の場合はどこの高等学校で実習を行ってもよいことになります。どの教科でもよいわけです。ただし、『福祉』以外の公民・家庭・看護等で教育実習を行う場合は、できるだけ福祉に関連した内容を担当させていただければよいと考えます。」

さらに、これに加えて、教科の授業を実習することなく、学級指導、生徒指導等のみでも実習が成立することをもちき添えたお願い文を持参させて、出身校や出身地の福祉科開設校に打診させることとなった。さらに、教科「福祉」の開設が判明している学校に対しては、出身者に加えて、他の学生の受入をも依頼する努力をも行った。学生は、教職課程を履修しながら自分の実習先を探し、環境によっては友人の実習を出身校に紹介するという、他の教科で教職課程を履修する学生にはない体験が課せられたのである。

この結果、想定される実習先は以下の5通りとなった。

- ①出身校に教科「福祉」が開設されている場合、出身校で実習
- ②出身校近傍や兄弟姉妹が通う高校に「福祉」が開設されている場合、縁故により認められればここで実習
- ③全く縁故のない「福祉」開設校に交渉し、認められればここで実習
- ④教科「福祉」が開設されていない出身校で、他教科の実習
- ⑤教科「福祉」の開設されていない本学附属高校で、他教科の実習

①④は他教科で通常行われる教育実習とほぼ変わらず実現するし、⑤も遠隔地出身の学生や帰省先が出身校近くから転居している場合などに実現することが少なくない。しかしながら、折角の実習は教科「福祉」でいたいものである。そこで出身校の教員や家族の伝手を頼って②の可能性を探り、また「福祉科教育法」担当者は機会を捉えて全国的人脈を築き、③の実習生を受け入れ先を求め続けた。

ここで、実習生の心理的負担は、「出身校」「附属高校」「出身地の他校」「縁故のない開設校」の順に重くなろうし、経済的負担は、「附属高校」「出身校」「出身地の他校」「縁故のない開設校」の順に重くなろう。帰省先または現住所から通えない実習校の場合は、別途宿泊の手立てを講じなければならぬ。

斯様な事情のもとで、総計30名の学生の実習形態を整理すると各年、以下の通りであった。

教育実習（4年次実施）履修者

2003（平成15）年 平成12（2000）年入学生 9名

- 出身校の福祉科で実習1名
- 出身校の家庭科で実習2名
- 出身校の公民科で実習1名
- 出身校の保健体育科で実習1名
- 本学附属高校の家庭科で実習4名

2004（平成16）年 平成13（2001）年入学生7名

- 出身校の福祉科で実習1名
- 出身校の家庭科で実習2名
- 出身校の公民科で実習1名
- 出身校の保健体育科で実習1名
- 本学附属高校の家庭科で実習1名
- 本学附属高校の保健体育科で実習1名

2005（平成17）年 平成14（2002）年入学生7名

- 出身校の福祉科で実習3名
- 出身校近傍の福祉科開設校で実習（出身校教員の紹介）1名
- 出身校近傍の福祉科で実習（他の履修学生の紹介）1名
- 出身校の家庭科で実習1名
- 本学附属高校の家庭科で実習1名

2006（平成18）年 平成15（2003）年入学生4名

- 出身校の福祉科で実習1名
- 出身校の家庭科で実習1名
- 出身校の保健体育科で実習1名
- 本学附属高校の家庭科で実習1名

2007（平成19）年 平成16（2004）年入学生1名

- 出身校近傍の福祉科開設校で実習

2008（平成20）年 平成17（2005）年入学生（該当なし）

2009（平成21）年 平成18（2006）年入学生2名

- 出身校の家庭科で実習1名
- 出身校ではない福祉科開設校で実習（大学教員の紹介）1名

2010（平成22）年 平成19年以降履修学生なし

全体を合計して再掲すると次表の通り。

	出身校	その他	本学附属	計
福祉	6	4	-	10
家庭	7	-	7	14
保健体育	3	-	1	4
公民	2	-	-	2
計	18	4	8	30

5 教員免許状の取得および就職状況

前掲の教育実習修了者のうち、免許状取得に至った者は29名である。

さらに、履修者の教員への就職状況は、以下の3名である。

平成14年入学者1名A県採用（福祉科開設校）

平成15年入学者1名A県臨時採用（福祉科開設校）

平成19年入学者1名（進学先で特別支援学校教諭免許状取得後）B県採用

教育実習の項でも触れたが、教科「福祉」の開設が一般的でないことから、それを担当する教員の採用も多くはない。教科の発足時点で文部科学省当局は、180校で開設され、教員1200名が必要になると見込んでいた。これを現職教員講習会、大学での養成、教員資格認定試験、特別免許状、特別非常勤講師で充足することとし、3年間で1200人を養成する計画の現職教員講習会が開かれた。大学で養成された教員は平成15年度にならなければ卒業者がなく採用できないわけであり、現職等で既に賄われるならば採用試験を経ての採用は各都道府県ごとに若干名にとどまる理屈になる。事実、平成15年実施の公立学校教員採用試験では、「福祉」は8県のみが実施し117名の受験者から12名を採用したにとどまっている。無論、広島県での実施はこの後もしばらくはない。採用数が最多であった平成21年度ですら、28府県で51名の採用があったにとどまる。私学の場合でも平均すると全国で毎年40名程度の採用である。

ちなみに、平成14年は4県4名の採用倍率9.5と記録されているから、前掲のA県採用1名は快挙である。

逆に、斯様な背景に期待するならば、本学人間福祉学科で教員免許を取得して卒業後、別途介護福祉士を取得した者が5年の実務経験ののち、国公私立の高校教員として採用される可能性もなしとはしないということであろうか。

6 おわりに

広島文教女子大学は、人間福祉学科の第一期生から9年間にわたり高等学校福祉科教員29名を養成し、うち3名が教職に就いた。

8割の学生が高校で教科「福祉」を体験しておらず、また教科「福祉」を開設する高校の大半が、介護福祉士やホームヘルパー（現介護職員初任者研修）の養成をしているため、教員になれば大抵の場合この養成を担当することになる。すなわち、学生自身がこれら専門職として養成されつつありながら、同時にこれを教える教員たるべく学ぶことを期待されるという、明治初期の教員養成を彷彿と

させる多重負担に耐えた29名に敬意を表したい。

あわせて、学生のエピソードを2つ記しておく。

2007年の実習生は1名であるが、これは前年「福祉科教育法Ⅰ」スタート時点で4名だったものが、諸般の事情により「福祉科教育法Ⅱ」履修半ばで3名が断念した結果であった。しかし、この3名は残る1名を支えて授業に出席し続けたのみならず、4年次における教育実習の準備に参加し続け、履修を継続する1名を支えたのである。

また、奇しくも最後の履修生となる学生は、出身校でも出身校近傍でもない福祉科設置高校での教育実習を選んだ。宿泊場所として学校最寄りの体育施設の合宿場を紹介されたものの、運営体制上の都合からこの利用を断念せざるを得なかったところ、同施設の職員が自宅に寄宿させてくれたため、2週間にわたりここから実習校に通った。見ず知らずの家族に支えられることで、学校での実習以外の得がたい体験をしたであろうことは想像に難くない。

教科「福祉」は、学習指導要領上、介護福祉士などの介護職の養成を目的とするものではなく、「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる」(学習指導要領における教科の目標)ものであって、国民的素養としての福祉教育を目指す教科として必修科目とすべきとの主張すらあり、この可能性は皆無ではない。同時に新設された「情報」が必修とされたため、「福祉」の必修が見送られたともみられ、介護福祉士などの資格と無関係に開設している高校の中には、こうした将来につながる立場にたつ実践も多い。先の29名(または30名)が、将来において教員、福祉職、あるいは市民として、教科「福祉」とどまらない広義の福祉教育の普及に貢献することを祈念するものである。

最後に、この間十数年にわたって、折々の機会にご指導、ご協力いただいた福祉科教員を養成する他の福祉系大学の福祉科教育法担当、全国の教科「福祉」開設高校、全国福祉高等学校長会、各県教育委員会の福祉科担当指導主事、文科省の福祉科担当教科調査官の各先生方に感謝申し上げる次第である。

参照した資料

文部科学省 高等学校学習指導要領 平成11年3月告示

文部科学省 高等学校学習指導要領 平成21年3月告示

文部科学省 高等学校学習指導要領解説 福祉編 平成12年3月版

文部科学省 高等学校学習指導要領解説 福祉編 平成22年5月版

教科「福祉」と高等学校「福祉関連学科」基礎資料 平成17年度版～平成25年度版

(文部科学省初等中等教育局産業教育振興室 教科調査官提供)

拙稿 高校福祉科の登場と福祉科教育法の課題, 2002, 全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究』第15号, pp.99-105